

中間評価論文要旨

国語及漢文科における「国文学史」設置の意味

八木 雄一郎[※]

1. 研究の目的と方法

本研究の目的は、1901(明治34)年の中学校令施行規則における「国文学史」という科目の設置が国語教育(当時の教科名称は「国語及漢文」)にもたらした意味を考察することである。この場合の「意味」とは、国語教育史上において「国語」と「古文」の機能分化が成立する過程で「国文学史」が果たした役割のことを指している。翌1902(明治35)年に公布された中学校教授要目(以下、「要目」と略記)は、中学校令施行規則に基づき、国語及漢文科で扱うべき教材を「講読ノ内容」として例示している。このとき、「講読ノ内容」としては不採択となった古代のテキスト群を代替的に扱う時間となったのが「国文学史」である。ここから、「国文学史」の設置は、一方で「講読」(「国語」)概念の成立過程において、また一方で「古文」(「古典」)概念の成立過程において重要な意味をなしていると考えられるのである。本研究においては、要目において「国語」と「古文」の境界線が成立するまでの過程や、要目成立によって生じた「講読」の教材編成の変化などを、要目成立前後の議論や教科書編集の状況を辿りながら考察していく。

本研究を構想する上で参照した先行研究として、ハルオ・シラネ、鈴木登美(1999)がある。両者による編著『創造された古典—カノン形成・国民国家・日本文学』(新曜社)は、「古典」教材の選別の歴史的過程について論じたものである。シラネらは、「古典」というものを、テキストの選別、聖別、規範化を意味し、闘争と変化を含意する「古典(カノン)」という概念として捉える。そして、あるテキストが「古典」と称されるようになっていくまでの過程、いわゆる「カノン化」の過程を分析している。同書からは、「古典」というものを捉える際の基本的認識について大きな示唆を受けた。本研究においてしばしば『「古典」あるいは『古文』』というような定まらない表現をせざるをえなかったのは、同書における「古典」という概念の使用法をふまえているためである。ただし、研究の方法論については、すべてを踏襲しているわけではない。同書においては国語教科書

※筑波大学大学院人間総合科学研究科学校教育学専攻(人文科教育学)

に掲載された「古典」教材の選別や変遷は、主に文学論や文学史論の変遷に基づいて語られている。しかし、教科書教材の選定は、その時代の教育制度にまず規定される。したがって、教材選定の規準となった制度の成立過程や背景を明らかにすることのほうが、より直接的に国語教育における「カノン化」の過程を考察できるはずである。「古典」あるいは「古文」という領域の成立過程を考察するために、まず要目に注目するのは、以上のような理由による。そして、要目の成立過程において最も重要な原案といえるのが、1898(明治31)年の『尋常中学校教科細目調査報告』(以下、『調査報告』と略記)である。本研究においては、当時の文学論や文学史論などをふまえながらも、この『調査報告』および要目にまつわる議論を中心に考察していくことをもって、研究の方法とする。

2. 論文の構成

序章 研究の目的および概要

第1節 研究の目的と方法

第2節 問題の所在

第3節 本研究の課題と構成

第1章 中学校令施行規則における「国文学史」設置までの過程

第1節 明治20年代の国語教育論の動向

第2節 「国文学史」に関する規定の変遷

第2章 「国文学史」の成立過程における論争についての考察

第1節 上田万年の国学批判

第2節 小中村義象の「国学」的国語教育論

第3節 「講読」と「国文学史」の境界線をめぐる対立とその結果

第3章 「国文学史」の目的および内容についての考察

第1節 「国文学史」の目的論

第2節 中学校教授要目の成立過程における「国文学史」教科書の内容

第3節 中学校教授要目公布による「講読」教材の変化

終章

第1節 本研究の結論

第2節 今後の課題

3. 論文の概要

第1章においては、「国文学史」設置の前史として、明治20年代の国語教育に関する思潮と、「国文学史」に関する規定の変遷を紹介している。従来は近世以前の文章が国語教育の内容であったのに対し、明治20年代以降は、同時代の言語表現こそがその中心であるという考え方が大勢を占めるようになる。「実用主義」と称される井上毅や「国語学」に基礎を置く上田万年の国語教育論は、その典型といえる。一方で、西園寺公望の「国文科廃止論」に対する『教育時論』の批判などから見出せるように、「古文」を国語教育の中で取り扱うことの重要性についても少なからず論じられていたのが当時の状況である。「国文学史」に関する規定の変遷としては、「尋常師範学校ノ学科及ビ程度」(1892年(明治25))、「尋常中学校国語科の要領」(1894年(明治27))、『尋常中学校教科細目調査報告』(1898年(明治31))、「文部省尋常中学校国語科教授細目修正私案及説明」(1898年(明治31))を経て、中学校令施行規則および要目における「国文学史」の設置に及ぶ過程を確認している。

第2章においては、「国文学史」設置に関して直接的な原案となった『調査報告』作成の過程における議論を分析している。『調査報告』の国語科調査委員であり、当時の新聞に「恰も呉越の観あり」と評された上田万年と小中村義象の対立の背景を明らかにすることで、「国文学史」の成立過程における論点を考察した。上田と小中村の国語教育観の懸隔は、「古文」(「古典」)をどのようなかたちで取り扱うのかということにある。小中村の場合は、「古文」はあくまで「講読」の時間に扱うよう求めている。しかし上田は、「古文」は「講読」からは引き離すことを主張していた。上古や中古のテキストは「国語」(講読)では扱わず、あくまで「国文学史」、すなわち「古典」や「古文」の時間として別に取り立てて教授するものと上田は考えているのである。ここで特に争点となったのは、中古時代のテキストの扱いである。小中村は「講読」で、上田は「国文学史」の中で中古文を扱うという点が、彼らの対立の焦点であったといえる。要目では上古文とともに中古文も「講読ノ内容」から除外されていることから、上田と小中村の対立は上田の論が通った結果となっている。その要因として挙げられるのは、上田や小中村とともに『調査報告』の調査委員を務めた芳賀矢一と高津楯三郎の存在である。特に高津は当時、文部省の総務局図書課図書審査官であり、同省の専門学務局長だった上田の傍らにいたことがわかっている。すなわち、共通の国語教育観

をもった上田と高津が、中学校教授要目の内容に直接的なかかわりをもつことができる文部省に在籍していたことが、「講読ノ内容」からの中古文の除外をもたらした要因になったと推定することができる。

第3章においては、先述した思潮や議論を経て成立した、「国文学史」の目的と内容について考察している。まず、目的論である。読み方や作文を学ぶためのテキストという役割からは外された中古以前の文章に付与されたのは、「国民性を学ぶためのテキスト」という役割であった。芳賀矢一は、「国文学史」が作品や作者についての知識を得るだけの時間となることを否定し、日本人の国民性について学ぶ場であることを主張している。次に、内容論として、「国文学史」教科書の内容分析を行っている。当時刊行されていた教科書の分析を通して、『調査報告』における議論の実体化の様子を考察することと、「国文学史」設置以前と以降における、国語科の教科内容や教材構成の変化を明らかにすることが目的である。一つ目の調査においては、『調査報告』から要目公布の間に刊行された「国文学史」教科書のうち、教科書検定を通過したものと通過しなかったものの差異を、各教科書に貼付された修正指示をもとに分析した。教科書検定を通過せず、その後修正版も刊行されなかった教科書に対する修正指示の特徴は、文学史や文学上の概念（「物語」、「小説」）についての記述を加えることや、作者や作品についての知識を羅列することを避けることであった。実際に修正版が検定を通過している教科書は、それぞれ「序論」において「文学史」や「文学」の概念についての説明がなされていたり、作者や作品についての記述を簡略にする代わりに作品の抜粋にページを割くなどしている。このような修正指示は、知識注入型の「国文学史」教育を批判する芳賀矢一のような「国文学史」観が実体化されたものといえよう。二つ目の調査においては、「講読」用教科書と「国文学史」教科書の対応関係を分析した。同一の出版社（明治書院）から同時期に出版された『中等教科日本文学史』と『中等国文読本』を比較している。『中等教科日本文学史』は、上代から江戸までの文学史的事項を網羅的に扱いながらも、『中等国文読本』に収録されている和漢混淆文体のテキスト群は例文が割愛されている。そして、『中等国文読本』にはほとんど採用されていない和文体のテキストを多く掲載している。ここから、「国文学史」が、いわば和文テキストの受け皿のようになかたちになっていたことがわかる。つまり、文章規範としての役割は既にあるものの、国語史上においては非常に重要な意味を持つ和文の存在を学ぶ時間を国語教育の一内容として存続さ

せることが、「国文学史」の設置によって可能になったのである。またここには、和漢混淆文を文章の規範とする当時の国語教育観が大きく影響している。この調査からは、中学校教授要目の基底には「同時代の言語表現の文章規範を学ぶ」という国語教育観とともに、「文章規範＝和漢混淆文」という文章観（文範観）があったことが指摘できる。三つめの調査においては、田坂文穂（1984）による悉皆的な教科書調査を基に、要目を分岐点とした「講読」用教科書の教材群の変化を調査、考察している。そして、中学校教授要目で示された方針は、概ね教科書教材にも反映されていることを確認した。上古、中古時代の作品は大幅に採用数が減っている一方で、中古時代の作品であっても、中学校教授要目の方針に反しない和漢混淆文体の今昔物語や、和歌教材の大鏡や伊勢物語であれば、継続的な採用が認可されている。

以上のことから、中学校令施行規則および中学校教授要目において、国語及漢文科に「国文学史」が設置されたことの意味は、二つの点から論じることができる。ひとつは、それが国語教育における「古文」概念の確立をもたらしたことである。そこでは「国民性を学ぶ」という目的を持ち、和文体の文章に触れることがその中心的な内容となった。「国文学史」設置のもうひとつの意味とは、それが同時に「講読」の概念、ひいては「国語」概念の確立をもたらしたことである。「講読」においては同時代の言語表現を学習することを第一目的とし、さらにそのための文章規範として和漢混淆文体に基礎を置くことが、中学校教授要目における「講読」と「国文学史」との分化によって明確になったのである。

4. 今後の課題

今後は、昭和戦前期までを研究の範囲とし、「国語」および「古文」概念の変遷を詳細に辿っていくこととする。また、「古文」として認定された各教材や作品の享受史についての認識を深めていくことも課題となる。

5. 主要参考文献

小笠原拓（2002）「明治20年代における中学校『国語科』観—西園寺公望の『国文科』廃止論を中心に—」『教育科学論集』第6号／甲斐雄一郎（2005）「小中学校における国語科成立時期のずれに関する一考察」『人文科教育研究』第32号／田坂文穂（1969）『明治時代の国語科教育』東洋館出版社／田坂文穂編（1984）『旧制中等教育国語科教科書内容索引』教科書研究センター／中村哲也（1998）「国民教育の成立と言語ナショナリズム—井上毅と

上田万年一「『大人と子供の関係史』第3号／ハルオ・シラネ，鈴木登美編（1999）『創造された古典—カノン形成・国民国家・日本文学』新曜社／野地潤家（1974）『国語教育通史』共文社／山根安太郎（1966）『国語教育史研究—近代国語科教育の形成—』溝本積善館／米田俊彦（1992）『近代日本中学校制度の確立—法制・教育機能・支持基盤の形成—』東京大学出版会